
プロジェクト **IFRS S2 号に相当する基準の開発**

項目 **気候レジリエンス**

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**気候レジリエンス**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点に関連する論点として、ISSB の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準（日本版 S1 基準）におけるレジリエンスに関する定めについて、審議事項 A1-3「レジリエンス」において検討を行っている。
3. なお、日本版 S2 基準における戦略に関するその他の論点については、審議事項 A1-2「戦略」において検討を行っている。

II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 51 項参照）。

日本版 S2 基準において、次のことを定める。

- (1) 日本版 S2 基準において、「気候レジリエンス」を次のように定義する（下線は IFRS S2 号の「気候レジリエンス」の定義からの追加である。）。

「気候レジリエンス」とは、気候関連の変動、進展又は不確実性に対して 戦略及びビジネス・モデル を調整する企業の能力をいう。
--

- (2) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号における気候レジリエンスに関する定めを取り入れる。

III. ISSB 基準の理解

5. IFRS S2 号では、「気候レジリエンス」について、次のように定義している（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

climate resilience

The capacity of an entity to adjust to climate-related changes, developments or uncertainties. Climate resilience involves the capacity to manage climate-related risks and benefit from climate-related opportunities, including the ability to respond and adapt to climate-related transition risks and climate-related physical risks. An entity's climate resilience includes both its strategic resilience and its operational resilience to climate-related changes, developments and uncertainties.

気候レジリエンス

気候関連の変動、進展又は不確実性に対して調整する企業の能力。気候レジリエンスには、気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力（気候関連の移行リスク及び気候関連の物理的リスクに対応し、適応する能力を含む。）が含まれる。企業の気候レジリエンスには、気候関連の変動、進展及び不確実性に対する企業の戦略上のレジリエンス及び企業の営業上のレジリエンスの両方が含まれる。

6. IFRS S2 号では、気候レジリエンスに関して次のように定めている。

22 An entity shall disclose information that enables users of general purpose financial reports to understand the resilience of the entity's strategy and business model to climate-related changes, developments and uncertainties, taking into consideration the entity's identified climate-related risks and opportunities. The entity shall use climate-related scenario analysis to assess its climate resilience using an approach that is commensurate with the entity's circumstances (see paragraphs B1–B18). In providing quantitative information, the entity may disclose a single amount or a range. Specifically, the entity shall disclose:

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮した上で、気候関連の変動、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、企業自身の気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない（B1 項から B18 項参照）。定量的情報を提供するにあたり、企業は単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。具体的には、企業は次のすべてを開示しなければならない。

- (a) the entity's assessment of its climate resilience as at the reporting date, which shall enable users of general purpose financial reports to understand:

報告日時点における企業の気候レジリエンスの評価。これは、一般目的財務報告書の利用者が次のすべての内容を理解できるようにしなければならない。

- (i) the implications, if any, of the entity's assessment for its strategy and business model, including how the entity would need to respond to the effects identified in the climate-related scenario analysis;

企業の評価が当該企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響（企業が気候関連のシナリオ分析において識別された影響にどのように対応する必要があるかを含む。）

- (ii) the significant areas of uncertainty considered in the entity's assessment of its climate resilience;

企業の気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域

- (iii) the entity's capacity to adjust or adapt its strategy and business model to climate change over the short, medium and long term, including;

気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力。これには次のすべてを含む。

- (1) the availability of, and flexibility in, the entity's existing financial resources to respond to the effects identified in the climate-related scenario analysis, including to address climate-related risks and to take advantage of climate-related opportunities;

気候関連のシナリオ分析において識別された影響 (effects) に対応する (気候関連のリスクに対処し、気候関連の機会を利用することを含む。) ための、企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性

- (2) the entity's ability to redeploy, repurpose, upgrade or decommission existing assets; and

既存の資産を再配置、再利用、性能向上又は廃棄する企業の能力

- (3) the effect of the entity's current and planned investments in climate-related mitigation, adaptation and opportunities for climate resilience; and

気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響

- (b) how and when the climate-related scenario analysis was carried out, including:

どのように、また、いつ、気候関連のシナリオ分析を実施したのか。これには次のすべてを含む。

- (i) information about the inputs the entity used, including:

企業が用いたインプットに関する情報。これには次のすべてを含む。

- (1) which climate-related scenarios the entity used for the analysis and the sources of those scenarios;

企業が分析に用いた気候関連のシナリオ及びそれらのシナリオの情報源

- (2) whether the analysis included a diverse range of climate-related scenarios;

分析にさまざまな気候関連のシナリオを含めたかどうか

- (3) whether the climate-related scenarios used for the analysis are associated with climate-related transition risks or climate-related physical risks;

分析に用いた気候関連のシナリオは、気候関連の移行リスク又は気候関連の物理的リスクのいずれに関連するものか

- (4) whether the entity used, among its scenarios, a climate-related scenario aligned with the latest international agreement on climate change;

企業が用いたシナリオの中に、気候変動に関する最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるか

- (5) why the entity decided that its chosen climate-related scenarios are relevant to assessing its resilience to climate-related changes, developments or uncertainties;

企業が選択した気候関連のシナリオが、気候関連の変動、進展又は不確実性に対する当該企業のレジリエンスの評価と関連すると判断した理由

- (6) the time horizons the entity used in the analysis; and

<p>23</p>	<p style="text-align: center;">企業が分析に用いた時間軸</p> <p>(7) what scope of operations the entity used in the analysis (for example, the operating locations and business units used in the analysis); 企業が分析に用いた事業の範囲（例えば、分析に用いられた事業の所在地及び事業単位）</p> <p>(ii) the key assumptions the entity made in the analysis, including assumptions about: 企業が分析において前提とした主要な仮定。これには次のすべてに関する仮定を含む。</p> <p>(1) climate-related policies in the jurisdictions in which the entity operates; 企業が事業を営む法域における気候関連の政策</p> <p>(2) macroeconomic trends; マクロ経済の傾向</p> <p>(3) national- or regional-level variables (for example, local weather patterns, demographics, land use, infrastructure and availability of natural resources); 国又は地域レベルの変数（例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性）</p> <p>(4) energy usage and mix; and エネルギーの使用及びその組み合わせ</p> <p>(5) developments in technology; and 技術の進展</p> <p>(iii) the reporting period in which the climate-related scenario analysis was carried out (see paragraph B18). 気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間（B18 項参照）</p> <p>In preparing disclosures to meet the requirements in paragraphs 13–22, an entity shall refer to and consider the applicability of cross-industry metric categories, as described in paragraph 29, and industry-based metrics associated with disclosure topics defined in the Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2 as described in paragraph 32.</p> <p>第 13 項から第 22 項の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は、第 29 項に記載されているような産業横断的指標カテゴリー、及び第 32 項に記載されているような「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。</p>
-----------	--

7. 本資料の第 6 項に記載のとおり、IFRS S2 号は、企業が気候レジリエンスに関する開示を行うにあたり、気候関連のシナリオ分析を実施することを要求している（IFRS S2 号第 22 項）。「シナリオ分析」という用語は、IFRS S1 号において次のように定義している。

scenario analysis

A process for identifying and assessing a potential range of outcomes of future events under conditions of uncertainty.

シナリオ分析

不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス

8. IFRS S2号では、「レジリエンスの評価」と「シナリオ分析」の概念は区別されている。レジリエンスの評価は、次に関する経営者の評価であるとされている。
- (1) さまざまな (a range of) もっともらしいものの不確実性のある (plausible but uncertain) 気候関連の結果 (outcome)
 - (2) 企業のビジネス・モデル及び戦略に対する影響 (implications)
 - (3) 企業の適応又は対応する能力 (capacity)
- 一方、シナリオ分析は、当該評価に情報をもたらすために用いられている分析上の作業をいうとされている (IFRS S2号 BC59項)。

IV. 事務局による分析

公開草案に対する当委員会のコメント

9. 当委員会は、気候レジリエンスの評価と気候関連のシナリオ分析に関して、IFRS S2号の公開草案に対し、次のコメントを行った。
- (1) IFRS S2号の公開草案では、「そうすることができない場合を除き、気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を行わなければならない」とされているが、どのような場合に「そうすることができない」とみなされ、どのような場合に違うのかを判断する上で実務上問題になる場合があることを懸念する。
 - (2) 「そうすることができない場合又はそうしないことが正当化できる場合 (例えば、リスク評価を行うことでシナリオ分析を実施したのと同等のレジリエンス評価ができる場合) を除き、気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を行わなければならない」とすることにより、レジリエンスの評価にはシナリオ分析以外の方法を用いることも認めるべきである。
10. これに対し、ISSBは、IFRS S2号における気候レジリエンスに関する要求事項から「そうすることができない」という表現を削除し、企業が気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を用いることを要求することとしたとされている。この際、気候関連のシナリオ分析には、定性的なシナリオの説明から洗練された定量的モデリングまでさまざまな実務が含まれることを明確にした上で、企業の状況に見合った気候関

連のシナリオ分析に対するアプローチを用いることを要求することとしたとされている（IFRS S2 号 BC63 項）。

11. 当委員会が、本資料の第 9 項に記載したようなコメントを行ったのは、「シナリオ分析」という表現から、多数のシナリオと、複雑な数式計算のための高度な演算処理能力を必要とするような分析が想起されたためであった。前項のように、シナリオ分析にも、シンプルで定性的な分析から当委員会が当初想起したような複雑な分析まで幅があるとされ、さまざまなシナリオ分析を認めることによって「シナリオ分析を行うことができない場合」が実質的には想定されないことが明らかにされたため、この点について、当委員会の懸念が解消されたかどうかについて、本資料において検討を行うこととする（後述の第 17 項から第 30 項参照）。

議論のための準備：用語の定義

12. 議論のための準備として、IFRS S2 号と同様に「気候レジリエンス」の用語を定義することが考えられる。ただし、IFRS S2 号第 22 項(a)(iii)において、「企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力」という表現が見られ、企業が調整を行う対象は、戦略及びビジネス・モデルになると考えられることから、日本版 S2 基準においては、「気候関連の変動、進展又は不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力」と定義することが考えられる。

開示要求

（気候レジリエンスに関する開示）

13. IFRS S2 号第 22 項における気候レジリエンスに関する定めは、気候関連のリスク及び機会を考慮した上で、気候関連の変動、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを理解できるようにする情報の開示を求めている。
14. 気候関連の戦略における気候レジリエンスに関する開示は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるものとして識別された気候関連のリスク及び機会に対し、不確実な将来に対する企業の備えについて説明することを求めるものであると整理することができる。
15. また、気候レジリエンスについて開示を行うにあたり、IFRS S2 号では、①気候関連のシナリオ分析、②気候レジリエンスの評価という 2 つを実施することを求めていると考えられる。

- (1) ①の気候関連のシナリオ分析は、IFRS S2号では、マクロ経済の傾向や技術の進展などを主要な（key）仮定として用いることが想定されており（IFRS S2号第22項（b）（ii））、企業を取り巻く環境について分析することが想定されていると考えられる。
- (2) 一方で、②の気候レジリエンスの評価については、重大な（significant）不確実性の領域として、例えば、将来の気候を原因とする移住の影響から生じる重大な不確実性が特定の地域における企業のサプライ・チェーンの安定性又は資産及び事業のレジリエンスに影響を与える可能性があることなどを考慮することが想定されており（IFRS S2号BC60項）、気候関連のシナリオ分析とは異なり、企業自身の状況に関する重大な不確実性について評価することが想定されていると考えられる。
16. このように、気候関連のシナリオ分析は企業を取り巻く環境に関する事象を考慮するものであり、気候レジリエンスの評価は企業自身の状況を考慮するものであると考えられる。また、本項の説明を、日本版S2基準の結論の背景に記載することが考えられる。

（気候関連のシナリオ分析）

気候関連のシナリオ分析の必要性

17. IFRS S2号第22項では、気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を実施することを求めている。
18. ここで、気候関連のシナリオ分析の必要性については、IFRS S2号の結論の根拠では必ずしも明らかにされていない。一方、IFRS S2号の基礎とされたTCFD提言¹では、シナリオ分析の必要性を次のように説明している（下線は事務局による）。

気候変動に伴うリスクの影響を現時点で受けている組織もある。しかし、多くの組織にとって、気候変動の最も重要な影響は、中長期的に現れ、時期と規模は不確実である。この不確実性は、気候変動が事業、戦略、財務パフォーマンスに及ぼす潜在的な影響を個々の組織が理解する上での課題となっている。潜在的な影響を計画プロセスに適切に組み入れるためには、組織は気候関連のリスクと機会がどのように変化し、異なる状況下で潜在的な影響を及ぼすかを検討する必要がある。その1つの方法としてシナリオ分析がある。

¹ TCFD「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言」2017年、p25、https://www.sustainability-fj.org/susfjwp/wp-content/uploads/2022/05/FINAL-TCFD-2nd_20220414.pdf

19. すなわち、気候変動のように、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンへの影響並びに企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響（財務的影響）が中長期的に生じる可能性が高く、かつ、その時期及び規模が不確実であるものを想定してレジリエンスを評価するためには、複数のシナリオを幅広く考慮し、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンへの影響並びに財務的影響の可能性について検討することが必要との考えから、TCFD は、気候レジリエンスの評価にあたりシナリオ分析を考慮することを提案していると考えられる。

シナリオ分析に関して IFRS S2 号の中で示されたガイダンス

20. IFRS S2 号 B1 項から B18 項では、気候関連のシナリオ分析を行う際のアプローチについて、TCFD が公表した文書²を基礎とした適用ガイダンスが提供されている。当該ガイダンスでは、気候関連のシナリオ分析を行う際のアプローチに関する次の内容について定められており、これらと、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、気候関連のシナリオ分析を実施することとされている（このうち、用いたインプット、分析において前提とした主要（key）な仮定、及び気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間が開示の対象とされている（IFRS S2 号第 22 項(b)）。

(1) 企業の状況の評価にあたり考慮すべき要因

- ① 気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャー
- ② 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及びリソース

(2) 気候関連のシナリオ分析に対する適切なアプローチの決定にあたり考慮すべき要因

- ① 気候関連のシナリオ分析へのインプットの選択
- ② 気候関連のシナリオ分析の実施についての分析上の選択（例えば、定性的な分析を用いるか、定量的なモデル化を用いるか）

(3) 気候関連のシナリオ分析に対するアプローチの決定にあたり考慮すべき追加的な要因

- ① 時間の経過とともに変化する企業の状況を踏まえたアプローチの決定
- ② 気候関連のシナリオ分析の実施時期

² TCFD「技術的補足文書：気候関連のリスク及び機会の開示におけるシナリオ分析の利用（2017年）」及び TCFD「非金融会社のためのシナリオ分析に関するガイダンス（2020年）」

21. このようなガイダンスは、気候関連のシナリオ分析を実施した経験のある企業のみならず、これまで気候関連のシナリオ分析を実施したことのない企業にとっても有用なものであると考えられる。
22. また、IFRS S2 号の結論の根拠では、気候関連のシナリオ分析について次のように述べられており、本資料の第 20 項(1)で示された「企業の状況の評価にあたり考慮すべき要因」を踏まえ、どのようなシナリオ分析のアプローチを選択すべきかについて例が示されている。

BC65 The greater an entity's exposure to climate-related risks and opportunities and the more skills, capabilities and resources available to carry out climate-related scenario analysis, the more sophisticated the form of analysis the entity would be required to use to support its resilience assessment. An entity with fewer resources and relatively low risk exposure might develop a scenario narrative focused on a key product, business unit or operating location. However, a larger entity with high risk exposure and greater analytical experience might carry out sophisticated quantitative modelling using a range of scenarios to capture multiple risk transmission channels across its own operations and throughout its value chain. If an entity does not currently have the skills and capabilities to carry out a more sophisticated form of climate-related scenario analysis but has a high degree of exposure to climate-related risk, the entity might initially use a simpler approach to climate-related scenario analysis. The ISSB emphasised that if an entity's climate-related risk exposure warrants a more sophisticated approach to scenario analysis, the entity cannot use a lack of skills or capabilities to justify using a less sophisticated approach if it has the resources available to obtain or develop those skills or capabilities. The ISSB expects this guidance will enable entities to develop their skills and capabilities and strengthen their disclosures over time through a process of learning and iteration. For example, as an entity's capabilities develop so will its assessment of what is considered 'undue' in terms of cost or effort.

気候関連のリスク及び機会への企業のエクスポージャーが大きいほど、また、気候関連のシナリオ分析を実施するために利用可能なスキル、能力及びリソースが多いほど、レジリエンスの評価を支えるためにより洗練された形の分析を用いることを企業は要求される。リソースがより少なく、リスク・エクスポージャーが比較的低い企業は、主要な（key）製品、事業単位又は事業の所在地に焦点を当てたシナリオの記述を作成する場合がある。しかし、リスク・エクスポージャーが高く、分析の経験がより豊富な大手企業は、企業自身の事業及びバリュー・チェーンを通じた複数のリスク伝達経路を取り込むためにさまざまなシナリオを用いた洗練された定量的モデリングを実施する場合がある。企業がより洗練された形の気候関連のシナリオ分析を実施するためのスキル及び能力を現時点では有していないものの、気候関連のリスクへのエクスポージャーが高い場合、企業は、最初は気候関連のシナリオ分析に対してより単純なアプローチを用いる場合がある。ISSB は、企業の気候関連のリスクへのエクスポージャーがシナリオ分析に対するより洗練されたアプローチを正当化する場合に、企業がスキル又は能力を獲得又は開発するために利用可能なリソースを有しているときは、スキル又は能力の不足を理由に洗練度合いの低いアプローチの使用を正当化することはできない旨を強調した。ISSB は、このガイダンスにより、企業がスキル及び能力を開発し、学習及び反復のプロセスを通じて開示を時間の経過とともに強化することが可能になると見込んでいる。例えば、企業の能力が進展するに従い、コストや労力に関して何が「過大」と考えられるのかの評価も進展する。

シナリオ分析に関する補足文書

23. 本資料の第 20 項に記載のとおり、IFRS S2 号ではシナリオ分析に関するガイダンスが提供されている。一方、その内容は概括的なものとなっており、具体的に企業がどのように作業を進めればよいのかが、依然として理解しづらいという意見が聞かれている。
24. 本資料の第 10 項及び第 11 項に記載したとおり、IFRS S2 号が要求する気候関連のシナリオ分析は、企業の状況に見合ったものであることを条件としつつも、シンプルで定性的な分析によることができる旨が明らかにされている。したがって、気候関連のシナリオ分析を日本版 S2 基準においても実施を要求する場合、シンプルで定性的な分析を行うこととした企業にとっても参考となるように、本論点について補足文書を開発することが考えられる。

事務局による検討

25. 本資料の第 19 項に記載したとおり、気候変動のように、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンへの影響並びに財務的影響が中長期的に生じる可能性が高く、かつ、その時期及び規模が不確実であるものを想定して気候レジリエンスを評価するにあたり、気候関連のシナリオ分析は最も有効な手段の 1 つであると考えられる。
26. また、本資料の第 20 項に記載のとおり、IFRS S2 号では、気候関連のシナリオ分析について、適用ガイダンスが提供されている。このガイダンスは、気候関連のシナリオ分析を行う企業にとって有用なものであると考えられるため、日本版 S2 基準に別紙として取り入れることが考えられる。
27. さらに、我が国では、コーポレートガバナンス・コードにより、プライム市場上場会社に TCFD 提言に基づく開示が要請されているなど、TCFD 提言に基づく開示を行う企業が増加している。このような企業を支援するため、我が国ではシナリオ分析を行う上で参考となるガイダンスが複数の政府機関から公表されている。また、同業他社がどのようなシナリオ分析を行っているのかについても、各社の公表する開示により把握することが可能である。
28. 前項について、例えば、環境省からは、TCFD 提言に基づくシナリオ分析の日本語による解説資料が公表されている³。IFRS S2 号は、TCFD 提言を基礎として開発されているため、このような解説が参考になる可能性がある。

³ 環境省「TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド 2022 年度版～」、2023 年 3 月、<https://www.env.go.jp/content/000120595.pdf>

29. 本資料の第 24 項に記載したように、確定した IFRS S2 号では、シナリオ分析にも、シンプルで定性的な分析から当委員会が当初想起したような複雑な分析まで幅があることが明らかにされている。したがって、シンプルで定性的な分析を行うこととした企業にとって参考となるように、本論点について補足文書を開発することが考えられる。
30. 本資料の第 25 項から第 28 項の状況、及び前項の記載に従い、本論点について、シンプルで定性的な分析を行うこととした企業が参考にできる補足文書を開発することを前提とすると、気候関連のシナリオ分析について、その適用上の困難さが一定程度軽減されると考えられる。このため、戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンスを評価するにあたり、気候関連のシナリオ分析の実施を求める IFRS S2 号の定めについて、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。また、実施する気候関連のシナリオ分析のアプローチを決定するにあたり参考になると考えられるため、本資料の第 22 項に記載した IFRS S2 号 BC65 項の内容について、日本版 S2 基準の結論の背景に記載することが考えられる。

シナリオ分析に関する開示

31. IFRS S2 号第 22 項(b)で要求されている開示項目は、大きく分けて次の 3 つである。
- (1) 用いたインプットに関する情報
 - (2) 分析の前提とした主要な仮定
 - (3) 気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間
32. 前項に関しては、企業が実施した気候関連のシナリオ分析において用いたインプット及び主要な (key) 仮定並びに気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間について開示することを要求するものと考えられる。これらは、シナリオ分析を実施すること自体が要求されている中においては、実際に使用したものを開示することになるため、開示するにあたり大きな困難はないと考えられる。このため、これらの定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
33. 本資料の第 31 項(1)には、「インプット」という用語が使われているが、日本版 S2 基準の「指標及び目標」における「スコープ 3 温室効果ガス排出の測定」では、IFRS S2 号で用いられている「インプット及び仮定」という用語について、どのような情報をどの程度開示するかを明確にするため、直接測定の場合及び見積りの場合それぞれにおいて、用語を置き換えることを検討した（第 24 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 2 日開催）の審議事項 A2-2「温室効果ガス排出の測定方法の開示」及び審議事項 A2-3「スコープ 3 測定フレームワーク」参照）。

34. 本資料の第 31 項(1)については、IFRS S2 号第 22 項(b) (i)の(1)から(7)において、本要求事項において開示する項目が箇条書きで示されており、どのような情報をどの程度開示するかについては明確であると考えられるため、日本版 S2 基準における気候関連のシナリオ分析に関する開示の定めにおいては、「インプット」という用語はそのまま用いることが考えられる。
35. 本資料の第 31 項(1)の情報の 1 つとして IFRS S2 号第 22 項(b) (i) (2)において示されている「分析にさまざまな気候関連のシナリオを含めたかどうか」については、例えば、複数の温度帯のシナリオを含めたかどうかを記載することがあると考えられる。
36. 本資料の第 31 項(1)の情報の 1 つとして、IFRS S2 号第 22 項(b) (i) (6)において「企業が分析に用いた時間軸」が示されているが、気候関連のシナリオ分析は、(例えば、2050 年カーボン・ニュートラル・シナリオのように) 一定の時間軸について実施することが多いと考えられるため、当該開示要求は、企業が定義する短期、中期及び長期の時間軸に基づき気候関連のシナリオ分析を行うことを求めるものではなく、企業が実施した気候関連のシナリオ分析の時間軸について開示を求めるものであると考えられる。企業は、当該時間軸によるシナリオ分析の結果を踏まえ、短期、中期及び長期での気候レジリエンスをそれぞれ評価し、気候レジリエンスの開示を行うものと考えられる。また、本項の内容について、日本版 S2 基準の結論の背景に含めることが考えられる。
37. 本資料の第 31 項(2)の情報として、IFRS S2 号第 22 項(b) (ii) (1)から(5) (以下参照) で示されている内容については、IFRS S2 号において「including」に続けて箇条書きで示されている項目である。

<p>(ii) the key assumptions the entity made in the analysis, including assumptions about:</p> <p>企業が分析において前提とした主要な仮定。これには次のすべてに関する仮定を含む。</p> <p>(1) climate-related policies in the jurisdictions in which the entity operates; 企業が事業を営む法域における気候関連の政策</p> <p>(2) macroeconomic trends; マクロ経済の傾向</p> <p>(3) national- or regional-level variables (for example, local weather patterns, demographics, land use, infrastructure and availability of natural resources); 国又は地域レベルの変数 (例えば、地域の気象パターン、人口統計、土地利用、インフラ及び天然資源の利用可能性)</p> <p>(4) energy usage and mix; and エネルギーの使用及びその組み合わせ</p> <p>(5) developments in technology; and 技術の進展</p>
--

38. 前項の開示項目は、IFRS S2 号の結論の根拠において、企業が気候関連のシナリオ分析の実施にあたり行った主要な (key) 仮定に関連して特に要求される開示を列挙したものであり、具体的な開示を要求しているものであると説明されている (IFRS S2 号 BC61 項)。したがって、これらの定めを日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
39. 本資料の第 31 項(3)の「気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間」に関しては、IFRS S2 号 B18 項で、気候レジリエンスの評価のために行う気候関連のシナリオ分析は、最低限、企業自身の戦略サイクルに沿って行わなければならないとされており、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間に相違がある場合があるため開示が求められているものと考えられる。
40. IFRS S2 号が要求する気候関連のシナリオ分析が、シンプルで定性的な分析から複雑な分析まで幅を持たせたものとなっていたとしても、シナリオ分析を行うために一定のコストがかかること、また、シナリオ分析は、短期のみならず、中期や長期にわたる将来を対象に実施するものであるため、分析の結果が每期変わるものでもないと考えられることを踏まえると、気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間に関する開示要求を日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

(気候レジリエンスの評価)

41. 企業はシナリオ分析の結果を踏まえ、短期、中期及び長期の企業のレジリエンスを評価することになると考えられる。また、この評価結果を踏まえて、戦略及びビジネス・モデルを調整する必要があるかどうかを検討することになると考えられる。このため、当該評価に関する情報は、主要な利用者の理解に有用な情報を提供するものと考えられる。

気候レジリエンスの評価に関する開示

42. IFRS S2 号第 22 項(a)で要求されている開示項目は、大きく分けて次の 3 つである。
- (1) 気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響する場合、当該影響 (気候関連のシナリオ分析において識別された、気候関連のリスク及び機会が企業の将来のビジネス・モデル及びバリュー・チェーン並びに短期、中期及び長期において企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えることが予想される影響について、どのように対応する必要があるかを含む。)
 - (2) 気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域
 - (3) 気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整 (適応を含む。) する企業の能力

43. 前項(1)に関して、IFRS S2 号第 22 項(a)(i)では、「(気候レジリエンスの) 企業の評価が当該企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響(企業が気候関連のシナリオ分析において識別された影響にどのように対応する必要があるかを含む。)」の開示を要求している。一方、IFRS S2 号 BC59 項では、「気候関連の変動、進展又は不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力」である気候レジリエンスに関する開示では、シナリオ分析の結果の解釈を開示することが要求されていると述べられていることから、IFRS S2 号第 22 項(a)(i)では、企業の気候レジリエンスを評価するにあたって考慮したシナリオ分析の結果が、企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価にどのような影響を与えるかについて開示することを意図していると考えられる。
44. したがって、IFRS S2 号第 22 項(a)(i) (本資料の第 42 項(1)) について、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。
45. ただし、本資料の第 42 項(1)に関する開示は、IFRS S2 号第 14 項で求められている「気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響を理解できるようにする情報」と関連する可能性があるため、開示にあたっては、当該情報とのつながりが理解できるように記述することが有用であると考えられる。
46. 本資料の第 42 項(2)に関しては、気候レジリエンスの評価にあたって考慮された、重大な不確実性についての開示が想定されていると考えられる。この開示は、気候レジリエンスの評価について主要な利用者の理解に資する情報を提供すると考えられるため、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。また、IFRS S2 号 BC60 項において記載された内容については、この開示において記載する情報の例を示したものであると考えられるため、日本版 S2 基準の結論の背景に含めることが考えられる。
47. 本資料の第 42 項(3)に関しては、企業が有する気候レジリエンスについての開示が想定されていると考えられる。この開示は、気候レジリエンスの評価について主要な利用者の理解に資する情報を提供すると考えられるため、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。また、本項の内容について、日本版 S2 基準の結論の背景に含めることが考えられる。
48. 本資料の第 42 項(3)として、IFRS S2 号第 22 項(a)(iii)(1)から(3) (以下参照) に示されている内容については、IFRS S2 号において「including」に続けて箇条書きで示されている項目である。

(iii) the entity's capacity to adjust or adapt its strategy and business model to climate change over the short, medium and long term, including;

気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力。これには次のすべてを含む。

- (1) the availability of, and flexibility in, the entity’s existing financial resources to respond to the effects identified in the climate-related scenario analysis, including to address climate-related risks and to take advantage of climate-related opportunities;

気候関連のシナリオ分析において識別された影響 (effects) に対応する (気候関連のリスクに対処し、気候関連の機会を利用することを含む。) ための、企業の既存の金融資源の利用可能性及び柔軟性

- (2) the entity’s ability to redeploy, repurpose, upgrade or decommission existing assets; and
既存の資産を再配置、再利用、性能向上又は廃棄する企業の能力

- (3) the effect of the entity’s current and planned investments in climate-related mitigation, adaptation and opportunities for climate resilience; and

気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響

49. 前項の開示項目は、本資料の第 42 項(3)「気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力」を開示するにあたって、主要な利用者の理解に資する情報を提供すると考えられるため、日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

50. なお、IFRS S2 号第 22 項(a)(iii)では、「調整又は適応」という用語が用いられているが、本資料の第 5 項に示した IFRS S2 号の気候レジリエンスの定義では、「調整」という用語のみ用いられており、また IFRS S2 号第 22 項(a)(iii)(3)で、「気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響」が本開示の内容として挙げられていることを踏まえると、「調整」には気候関連の適応の意味が含まれると考えられる。したがって、IFRS S2 号第 22 項(a)(iii) (本資料の第 42 項(3)) について、日本版 S2 基準では、「気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネス・モデルを調整 (適応を含む。) する企業の能力」の開示を求めることが考えられる。

事務局による提案

51. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるかどうか。

- (1) 日本版 S2 基準において、「気候レジリエンス」を次のように定義する (下線は IFRS S2 号の「気候レジリエンス」の定義からの追加である。)

「気候レジリエンス」とは、気候関連の変動、進展又は不確実性に対して戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力をいう。

- (2) 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号における気候レジリエンスに関する定めを取り入れる。

V. 文案

52. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 51 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上